

令和 6 年度 第 11 回加東市農業委員会総会（1 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 1 月 20 日（月）午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：－ ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	②：田中重信 ⑥：末廣信久			
議事録署名委員	6：伊澤敏喜 7：井上 弘			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 58 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	2 件
第 59 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 60 号議案	非農地証明願いの承認について	9 件
第 61 号議案	農用地利用集積計画の決定について	5 件
第 62 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	5 件
第 63 号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に対する意見について	2 件

5 報告

報告第 17 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	2 件
報告第 18 号	農地の貸借の合意解約通知について	5 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 11 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、3 番 田中農業委員さん、5 番 高見農業委員さん、1 番 村上推進委員さん、3 番 黒石推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、6 番 伊澤農業委員さん、7 番 井上農業委員さんを指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 58 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、譲渡人と譲受人との口約束により、17 年前から譲受人が管理を行ってききましたが、この度、取得し、自己の所有地として耕作するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は近くに住む親戚から借りることとなっております。また、譲受人自身は高齢となりますが、子と一緒に従事するため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、貸出人は、相続により農地を取得しましたが、農業作業の経験もなく、また、遠方に通勤しているため耕作が困難なことから、借受人に対して利用権を設定していました。しかし、契約期間が満了となったこと、また、今後、利用権設定が廃止されることから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。借受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上 2 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 58 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 59 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本申請は、自宅への進入路拡幅に係る転用となります。現状の幅員は 4m に満たず、車両通行の際、常に脱輪の恐れが生じています。申請地の***、隣接する***の一部をモルタル施工し、進入路を拡幅します。拡幅後は、幅員が 4m 以上確保できる計画となっております。なお、隣接する***は、譲受人の所有地であり、地目は宅地であるため、転用は不要の箇所となります。申請地は第 2 種農地に該当

	し、農業振興地域は農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 以上 1 件の申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の東約 90m の位置にあり、現場は田でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 59 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 59 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 60 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 2、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 3、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 4、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、平成 2 年 1 月 31 日に農地転用決済済みとなっております。 番号 5、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 6、申請地は、農地パトロールにおいて、山林化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 7、申請地は、農地パトロールにおいて、山林・原野化以外による非農地と判断されたため、申請されました。長年、原野状態でありましたが、隣地での太陽光発電設置のために重機で伐採し、現状は土の上に防草シートを敷いている状態となっています。しかし、周囲は山林、原野に囲まれ農地の集団性はなく、日照も不良のほか、鳥獣被害の可能性も高いことなど周囲の状況からみて、農地として継続し

	て利用することができないと見込まれることから非農地と判断されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 8、申請地は、農地パトロールにおいて、山林化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、加古川西部土地改良区の受益地外となっております。 番号 9、申請地は、平成 5 年以前から宅地の状態であり、現在に至っております。この度、譲渡に伴う名義変更を行う際、地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 以上 9 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の南東約 80m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 2 は***の北東約 350m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 3 は***の北東約 400m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 4 は***の南東約 80m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 5 は***の南約 70m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 6 は***の北東約 350m の位置にあり、現場は山林でありました。 番号 7 は***の北西約 500m の位置にあり、現場は雑種地でありました。 番号 8 は***の北西約 300m の位置にあり、現場は山林でありました。 番号 9 は***の南約 80m の位置にあり、現場は宅地でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 60 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 60 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 61 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 3 件、4 筆、7,188 m ² 、使用貸借権 2 件、4 筆、7,562 m ² に利用権が設定され、1 月 31 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 61 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 61 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 62 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 1 件、3 筆、4,856 m ² 、使用貸借権 4 件、7 筆、5,138 m ² に農地中間管理権が設定され、3 月 24 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 62 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 62 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 63 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に対する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	番号 1、本件は***工場の新設に係る除外の申出となります。事業者は、***業を営んでいます。通常、***車両は 15 台程度ですが、***頃には、***が重なり、待機車両を 40 台以上も抱えてしまうため、現状では作業スペースが足りず、緊急の場合には屋内ですべき***を屋外でしなければならない状況です。また、機械の作業に入ると作業が完了するまでは作業スペースが埋まったままで、部品の在庫等が無いと取り寄せるまで作業スペースが塞がってしまうことがあります。さらに、今後***や***をはじめとした***の大型化がさらに進む見込みであるため、***を受け入れられるだけの高さや広さの***工場を新設しなければ、機械の大型化に対応できなくなってしまう。よって、複数の***を同時に***できる広さで、待機車両を常時 15 台程度置くことができる面積を確保した新たな***工場が必要となりました。なお、新設する***工場が既存の事業所から離れてしまうと、大型の***が公道を走行する際、通行車両や通学児童に影響が出てしまうため、既存敷地に近接した場所である必要があります。そこで、事業所から半径 100m の範囲で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申出地の除外を申出されました。当該事業には、必要性、緊急性、確実性が認められ、除外要件を満たし、周辺農地への影響も軽微なことから、除外はやむを得ないものと判断しました。 番号 2、本件は分家住宅の建築に係る除外の申出となります。現在申出者は、市内のアパートに夫婦で居住していますが、結婚を機に、今後の家族のことを考えて実家の周辺で新居を建て、移住することを検討しています。実家には、身体的に不自由な申出者の母親がおり、日常生活の補助が必要です。父親だけでは買い物や通院の補助ができないときがあるため、建築地については、実家から徒歩 10 分圏内の半径 400m 以内の土地である必要があります。実家の敷地には増改築ができるスペースは無く、同居も検討したが、間取りやお互いのプライバシーの確保ができないことから断念されました。そこで、実家から半径 400m の範囲かつ市街化調整区域内で住宅建築が可

	能な区域で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申出地の除外を申出されました。当該事業には、必要性、緊急性、確実性が認められ、除外要件を満たし、周辺農地への影響も軽微なことから、除外はやむを得ないものと判断しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 63 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 63 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 17 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、一般住宅及び駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、12 月 17 日付けで受理通知書を交付しました。 番号 2、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、12 月 23 日付けで受理通知書を交付しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 18 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は別の方に貸付されます。 番号 2、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は売却されます。 番号 3、双方合意により無条件で利用権の戦前の権利不明小作を解約し、解約後は耕作者を探されます。 番号 4、双方合意により無条件で利用権の戦前の権利不明小作を解約し、解約後は売却し、転用されます。 番号 5、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後の耕作者については、地域計画において検討中です。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。

事務局	以下について説明 ・加東市特別融資制度推進会議の認定審査の報告について ・加東市農地貸借の状況（令和 6 年 1 月～12 月）の報告について ・2025 年版農業委員会手帳の配付について
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 11 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 伊澤 敏喜

議事録署名委員 井上 弘
